安全管理者選任時研修

1. 講習内容

一定の業種及び規模の事業場(別紙参照)では、安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させる「安全管理者」を選任し、所轄労働基準監督署長に報告書を提出することが労働安全衛生法により義務付けられていますが、この選任については、平成 18 年 10 月 1 日から安全管理者の選任要件が見直され、標記研修を修了していることが追加されました。

本研修は、安全管理者を選任するためには必ず受講しなければならない研修です。

なお、平成 18 年 10 月1日において、すでに安全管理者として選任されている方でも、選任されてから2 年を経過していない場合は当該研修を受ける必要があります(平成 16 年 10 月1日以前に選任された方は受ける必要はありません)。

2. 講習日程及び会場

開催地 (受付支部)	日程	会 場		駐車場	定員
宮崎(宮崎支部)	5/18(月)~19(火) 9/10(木)~11(金) 2021 年 3/2(火)~3(水)	学科	宮崎労働基準協会 矢野産業祇園ビル講習会場 (宮崎市祇園 3-1)	50台	60名
延 岡 (延岡支部)	11/19(木)~20(金)	学科	延岡市職業訓練支援センター (延岡市土々呂町 4-4390-1)	有	60名

[※]日程は都合により変更する場合があります。遅刻者は理由を問わず受講できません。

3. 講習費用 (注)申込み後の受講料は、払い戻しできませんのでご了承ください。

受講料(税・テキスト代込)

- (1)免除なし 会員 17,930円 一般 20,900円
- (2)免除有り 会員 15.510円 一般 18.590円

次の各項目のいずれかに該当する方は、研修科目の一部免除を受けることができますので、修了証(写)を添付のうえお申し込みください。

- (1)安全管理者能力向上教育(初任時)を修了した者
- (2) 平成 12 年 9 月 14 日付け基発第 577 号に基づくリスクアセスメント担当者(製造業等)研修 及び平成 11 年 6 月 11 日付け基発第 372 号に基づく労働安全衛生マネジメントシステム担当者 研修を修了した者
- (3) 平成 13 年 3 月 26 日付け基発第 177 号に基づく職長等教育講師養成講座又は職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者

[※]詳細はカリキュラムでご確認ください。

4. 申込方法

(注)申込みは開催日の1カ月前(土日祝日の場合はその翌日となります)から受け付けますが、定員になり次第終了となることもありますで、ご了承ください。

(1)窓口で申し込みの場合

受講希望者は、申込書に必要事項を記入のうえ、受講料とテキスト代を添えて該当支部へお申し込みください。

(2)郵送又はFAXで申し込みの場合

受講希望者は、申込書に必要事項を記入のうえ、該当支部へ郵送又はFAXで送信してください。その際に、受講料とテキスト代を開催日の5日前までに次の口座にお振り込みください。(現金書留による送金でも差し支えありません。)

- (3)本人確認のための書類(自動車運転免許証等)の写し。
- (4)免除のある方は免除対象資格証の写しを提出してください。

申 込 先	振 込 口 座
宮崎労働基準協会 宮崎支部	宮崎銀行 橘通支店
〒880-0024 宮崎市祇園 3-1 矢野産業祇園ビル	(普通)1233136
電話(0985)25-1853 FAX(0985)28-9080	(名義人)宮崎労働基準協会宮崎支部長
宮崎労働基準協会 延岡支部	宮崎銀行 恒富支店
〒882-0847 延岡市旭町 2-1-1	(普通)1267192
電話(0982)34-5538 FAX(0982)21-0117	(名義人)宮崎労働基準協会延岡支部長

5. 講習科目

- (1)安全管理
- (2)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
- (3)安全教育
- (4)関係法令

6. 修了証

全科目を受講された方には、「安全管理者選任時研修修了証」を交付します。

7. その他

- (1) 申込書は、当協会の各支部に備えてあります。
 - 当協会のホームページからもダウンロード(印刷)できますので、ご利用ください。
- (2)受講当日に「テキスト」をお渡しします。

<別紙>

◇◇ 安全管理者の選任資格(安衛則第5条関連)◇◇

(注1)

- 1 労働安全コンサルタントである者
- 2 次のいずれかに該当する者で、安全管理者選任時研修を修了した者
 - (1)大学又は高等専門学校等において、理科系統の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務 経験を有する者
 - (2) 高校において、理科系統の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有する者
 - (3)厚生労働大臣が定める者
 - ア 大学又は高等専門学校等において、<u>理科系統以外</u>の課程を卒業し、その後4年以上産業安全 の実務経験を有する者
 - イ 高校において、理科系統以外の課程を卒業し、その後6年以上産業安全の実務経験を有する者
 - ウ 職業能力開発促進法に係る高度職業訓練のうち、工学を主とする科目を専門又は専攻して修了 し、その後2年以上産業安全の実務経験を有する者
 - エ 職業能力開発促進法に係る普通職業訓練のうち、工学を主とする科目を修了し、その後4年以上産業安全の実務経験を有する者
 - オ 職業能力開発促進法に係る普通職業訓練のうち、工学に関する科目を専門として修了し、その 後5年以上産業安全の実務経験を有する者
 - カ 7年以上産業安全の実務経験を有する者

(注2)

「平成 18 年 10 月 1 日において、既に安全管理者として選任されている方でも、選任されてから2年を経 過していない場合」の具体例

